

受注者の皆様へ！！

《 工事施工に当たっての留意事項 》

沖縄県農林水産部

工事の施工に当たっては、建設工事請負契約約款のほか、建設業法、公共工事入札契約適正化法等を遵守されるようお願いいたします。

1 下請契約及び下請代金支払の適正化について

- (1) 下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとし、書面により見積依頼し、下請業者から明確な経費内訳による見積書の提出を求めるよう努めること。
- (2) 下請契約の締結については、建設業法第19条に基づき、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容による契約書を作成し、工事着手前までに締結すること。
- (3) 工事内容に変更が生じ、工期又は請負金額に変更が生じる場合には、双方の協議等の適正な手順により変更のうえ、変更工事の着手前に書面による契約をもって変更すること。
- (4) 元請業者が前払金を受けた場合は、当該工事の下請業者に対し、必要な費用を前払金として適正に支払うよう配慮すること。
- (5) 下請契約における代金の支払いは、請求書提出締切日から支払いまでの期間をできる限り短くすること。
- (6) 元請業者が出来高払いや完成払いを受けた時は、出来形に対して支払いを受けた金額の割合に相応する下請代金を、支払いを受けた日から一月以内で、できる限り短い期間内に支払うこと。
- (7) 下請契約における代金の支払いは、できる限り現金払いとし、現金払いと手形払いを併用する場合は、現金払いの比率を高め、少なくとも労務費相当分については現金払いにすること。
- (8) 手形期間は、120日以内で、できる限り90日以内の短い期間とするよう努めること。

2 建設工事の適正な施工の確保について

- (1) 建設業法に違反する一括下請その他の不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- (2) 建設業法第26条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格技術を有するもので、当該受注者と入札執行前に3か月以上の雇用関係があること。
- (3) 建設工事下請通知書は、その工事を監督する農林土木事務所等の現場監督員へ提出すること。
- (4) 公共工事に係る施工体制台帳については、二次以下の下請契約についても請負代金の額を明示した請負契約書の写しを添付し、農林土木事務所長等へ提出すること。また、施工体制台帳などをもとに施工体系図を作成し、その写しを農林土木事務所等へ提出すること。

3 労働福祉の改善について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

4 建設業退職金共済制度について

- (1) 受注者は、建設業退職金共済制度に加入するとともに、当該制度の対象となる労働者の共済手帳に、購入した共済証紙を貼付すること。
- (2) 受注者は、建設業退職金共済証紙購入確認願及び建設労災補償共済等加入確認願を工事契約締結後1か月以内に農林土木事務所等へ提出すること。

5 県内企業の活用

- (1) 元請・下請間契約については、本来当事者の自由意思が尊重されるが、県においては、「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」（昭和59年7月3日策定）を定めているところであり、これに基づき、できる限り、下請業者の選定に当たっては、県内企業を活用するよう努めること。
- (2) 建設資材は、できる限り県産品を使用するよう努めること。

6 ダンプトラック等による過積載等の防止について

- (1) 工事用資機材等の積載超過がないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入者から、資材購入をしないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- (4) さし枠の装置又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることのないようにすること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等の加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) (1)から(6)のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

7 不正軽油の使用の禁止等について

受注者は、工事の施工に当たり、以下のことを遵守すること。

これを遵守しない場合は、地方税法違反による課税処分、罰則適用の対象となることがあります。

- (1) 工事施工現場で不正軽油を使用しないこと。また、下請業者に工事施工現場で不正軽油を使用させないこと。
- (2) 不正軽油を購入しないこと。また、下請業者に不正軽油を購入させないこと。
- (3) 工事施工現場において県税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力すること。

(4)受注した工事に関して、不正軽油を使用している業者が判明した場合は、直ちに監督職員及び那覇県税事務所軽油引取税調査班（TEL:098-867-1756）に報告すること。

(参考)不正軽油とは

「知事の承認を受けずに製造された炭化水素油や軽油」及び「知事の承認を受けずに自動車の燃料として、譲渡、消費された燃料炭化水素油（重油・灯油等）」で、不正に軽油引取税を免れた軽油等をいいます。

以下のことを行うときは、地方税法第144条の32の規定により、事前に知事の承認を受け、軽油引取税を申告納付することが義務付けられています。

- ① 軽油と軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)を混和して炭化水素油を製造するとき。
- ② ①以外の方法により軽油を製造するとき。
- ③ 自動車の燃料として燃料炭化水素油(重油、灯油等)を譲渡、消費するとき。

8 アスファルト舗装版切断作業時に発生する濁水及び粉体の適正処理について

- (1) 当該濁水及び粉体は工業用掃除機やスポンジ、集塵機等を用いて適正に回収すること。また、粉体は飛散防止対策を講ずること。
- (2) 濁水は「汚泥」、粉体は「がれき類」として処理施設へ持ち込み適正に処理すること。なお、粉体は湿潤化した場合「汚泥」として処理する。
- (3) 濁水を処理施設へ持ち込む際、廃棄物情報を処理業者に提供すること。
- (4) (1)～(3)までの状況について写真管理を行うこと。
- (5) 実施数量はマニフェストにより確認する。マニフェスト作成にあたり、当該濁水及び粉体以外の「汚泥」や「がれき類」と混合しないこと。

9 下請セーフティーネット債務保証事業制度及び地域建設業経営強化融資制度の活用について

本制度は、工事を受注された中小・中堅元請建設業者へ低金利により工事運転資金を提供していることから、早期に資金調達が得られ、資金繰りの改善、経営力等の強化、下請業者への支払条件の改善が図られます。

(お問い合わせ)

- ・ 沖縄県建設事業協同組合 (TEL:098-878-1810 FAX:098-878-7767)
- ・ 株式会社建設総合サービス (TEL:06-6543-2848 FAX:06-6543-2849)